

道路交通法施行令の一部を改正する政令要綱

一 初心運転者標識の表示義務を免除される者に係る規定の整備

準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者が普通自動車を運転する場合における初心運転者標識の表示義務を免除される者を定めることとする。（第二十六条の四関係）

二 その他

その他所要の規定を整備する。

三 施行期日等

(一) この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

(二) 所要の経過措置を設ける。